

「The History, Tradition, and Culture of Kyoto Prefecture」の活用について

本教材は、京都府の子どもたちが京都府の歴史・伝統・文化の価値を再認識し、郷土に誇りを持ち、その素晴らしさを発信できる力を身に付けて欲しいという願いのもと、京都府総合教育センターと京都大学学術情報メディアセンター語学教育システム研究分野が共同製作したものです。

京都府教育振興プランには、『(7) 京都の伝統と文化を守り、受けつぎ、新たな文化を創造する心と技の育成』『(18) 国際理解教育の推進』において、「高校生による京都の伝統や文化を海外に広げる取組を通して、コミュニケーション能力や国際感覚を磨く取組を充実します。」とあります。

京都の歴史・伝統・文化を見つめ直す取組、国際交流の取組、異文化理解の取組及び教科教育において、本教材の積極的な活用をお願いいたします。

記

1 活用例について

- (1) テキスト（もしくはその一部）を、京都府の歴史・伝統・文化を学習する際の参考資料として利用する。
- (2) テキスト（もしくはその一部）を、国際交流事業等において日本文化を紹介する際の参考資料として利用する。
- (3) テキスト（もしくはその一部）を、英語読み取り教材として利用する。
- (4) インタビューDVD（もしくはその一部）を、英語聞き取り教材として利用する。

2 利用上の注意点について

- (1) 本教材は、京都府総合教育センターと京都大学学術情報メディアセンター語学教育システム研究分野が共同製作し、その著作権を共有しています。
- (2) 本府での使用目的は、京都府立学校及び京都府内市町（組合）立小中学校（京都市立を除く。）における教育活動、教育活動に係る連係事業（国際交流事業等）、教育活動に係る研究事業とされています。上記目的以外の使用はできませんのでご了承ください。
- (3) 当センターホームページ ITEC に、全テキスト（PDF 版）を掲載しますので、ダウンロードしてご利用いただけます。また英文テキスト（ワード版）、日本語訳テキスト（ワード版）を各校にメールで送信いたしました。上記(2)の使用目的であれば、教材（もしくはその一部）を複製使用すること、生徒の実態等に合わせて編集し利用することが可能です。編集とは、全体のテキストから使用する部分を抽出する、生徒の実態に合わせて語句説明を追加する、読み取りの支援のための設問を作成追加するなどを想定しています。
- (4) テキスト第1章から第3章までの内容を収録した音声 CD を作成する予定です。完成後各校に配付する計画をしています。

担 当	京都府総合教育センター研修・支援部
連絡先	075-612-2952